

世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障 の構築の推進

(高齢者医療における負担の在り方について)

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. これまでの議論等

医療保険部会(2025年10月23日開催)における主なご意見

(文責:事務局)

(注) 主な御意見を事務局で整理したもの。(御意見の趣旨を踏まえて文言を整理している。)

(高齢者の負担の在り方について)

- 高齢者1人当たりの医療費水準は5歳若返っており、健康状態も改善傾向にあるのではないか。後期高齢者の所得額や就業率なども踏 まえると、高齢者の年齢区分や負担割合の見直しを含めた構造的な見直しを図る時期に来ていると考えられる。
- 年齢階級別の1人当たり医療費は年代に応じて増えていく一方で、1人当たり自己負担額はパラレルになっていない。特に69歳から7 0歳で大きく下がることについては議論の余地が大いにあるのではないか。
- 所得のばらつきの問題があり、住民税非課税世帯など所得の低い層を精緻に分析する必要。低所得の方の負担を含め、全体としてバラ ンスが取れた負担を考えていく必要がある。
- 給与所得以外の金融所得や金融資産等の状況も踏まえた検討が必要。
- 高齢者は収入を増やす可能性が少なく、大病等のリスクもあるため、年齢という考慮を全く外すことは反対。
- 年齢にかかわらず能力に応じて負担するという視点は理解するが、高齢者の収入構造の特性や多くの疾患を抱えがちな傾向であるといった身体的特徴、高額療養費の議論も踏まえて丁寧に議論してほしい。
- 医療保険がリスクへの備えではなく医療サービスへの補助金という形になってしまっている。現役世代よりも高齢者に対して特段に受診を促す制度設計は問題。

(「現役並み所得」の判断基準について)

- 後期高齢者の現役並み所得者の給付費には公費が入っておらず、現状のまま現役並み所得者を増やすと現役世代の負担増につながると いういびつな負担構造になっている。この負担構造について、資料として示していただきたい。
- 現役並み所得については、そもそも「現役並み」とは何か考えてほしい。
- 現在の「現役並み所得」の基準は高い水準になっているが、現役世代は養育費など色々な費用がかかっており、扶養しなければならば い子どもの数等の違いを考えると、この水準を低く考えてもいいのではないか。
- 高齢者の方の受診行動や所得状況などきめ細かく分析をして議論を進めていくことが必要ではないか。

(その他)

- 制度の変更を伴う際には十分な周知期間、丁寧な説明をお願いしたい。
- 高齢者の健康作りについて、個人のモチベーションを高め、国民の意識改革、行動変容を導くような仕組みづくりについても御検討を 願いたい。

これまでの指摘等

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

- 2. 医療・介護制度等の改革
- <② 「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組>
- ◆ 医療・介護の3割負担(「現役並み所得」)の適切な判断基準設定等
 - ・ 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、 検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022 年10月 に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担の導入)の施行の状 況等に留意する。
 - ・ 介護における「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等 の利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

医療保険部会における議論の整理(令和4年12月15日)(抄)

(「現役並み所得」の判断基準の見直し)

- 後期高齢者の窓口負担割合は、現役並み所得を有する方は3割とされており、現役並み所得の判断基準については、改革工程表や、前回の当 部会の議論の整理において、現役世代との均衡の観点から、見直しを検討することとされている。
- これを踏まえ、当部会において検討した結果、
 - ・ 窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある方への2割負担の導入)が本年10月に施行されたところであり、施行の状況等を注視する必要があること
 - ・ 現役並み所得者への医療給付費については公費負担がないため、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意する必要があること

から、引き続き検討することが適当である。

- なお、
 - ・ 高齢者であっても一定の所得がある場合の医療費窓口の割合については、年齢にかかわらず応能負担を基本とし、一律3割にするなどの方向性を打ち出してほしい
 - ・ 「現役並み所得」の判断基準の見直し自体は必要であるものの、現役世代の負担が増えないよう公費の投入を行うべき との意見があった。

これまでの指摘等

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和3年6月3日参議院厚生労働委員会)(抄)

- 三、後期高齢者医療制度の創設以降、高齢者世代と現役世代の人口バランスが大きく変化し、制度の支え手である現役世代に対する負担が加速度的に増していることや、現役並み所得の後期高齢者に係る医療給付費について公費負担が行われておらず現役世代に対する過重な 負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。
- 十一、窓口負担割合の見直しなど患者の受診行動に影響を与え得る制度変更を検討する場合は、医療費への効果額の詳細な内訳などを関係 審議会等に明示した上で議論を進めること。
- 十二、二〇二二年以降後期高齢者が急増する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、国民皆保険制度の維持に向けた持続可能な全世代型の 医療保険制度を構築するため、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方、保険給付の在り方、医療費財源における保険 料、公費、自己負担の適切なバランスの在 り方等について、税制も含めた総合的な議論に着手し、必要な法整備等を講ずること。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和5年5月11日参議院厚生労働委員会)(抄)

- 三、後期高齢者医療制度については、現役並み所得の後期高齢者に係る医療費給付について公費負担が行われておらず、現役世代に対する 過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。
- 十六、急速に進行する少子高齢化等により、国民の間に社会保障制度の持続可能性に対する不安が高まっている現状を踏まえ、持続可能な全世代対応型の社会保障制度を構築するため、金融資産・金融所得を含む能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について、税制も含めた総合的な検討に着手し、課題や論点等を分かりやすく示した上で国民的な議論を進め、結論が得られた事項について、速やかに必要な法制上の措置等を講ずること。

自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書(令和7年10月20日)(抄)

- 二 社会保障政策
- 令和七年度中に、以下を含む社会保障改革項目に関する具体的な骨子について合意し、令和八年度中に具体的な制度設計を行い、順次 実行する。
 - (四) 医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現

2. 「現役並み所得」の判断基準について



高齢者の「現役並み所得」について

医療保険

○ 現役並みの所得水準として、協会けんぽ(旧政管健保)の平均収入額を設定し、窓口負担や高額療養費の 負担区分の判定に用いている。

	75歳 ~	後期高齢者医療	世帯内のいずれかの被保険者の課 税所得が145万円*1以上の場合		世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円 ^{※2} (世帯の被保険者が1人の場合は383万円 ^{※2})以上 の場合		
	70~	国民健康保険	世帯内のいずれかの被保険者の課 税所得が145万円以上の場合	かつ	世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円(世帯の被保険者が1人の場合は383万円)以上の場合		
	74歳	被用者保険 被保険者の標準報酬月額が28万円 以上の場合			被保険者及び被扶養者の収入の合計額が520万円 (被扶養者がいない場合は383万円) 以上の場合		

- ※1 平成16年度の政管健保の平均標準報酬月額に基づく平均収入額(夫婦二人世帯モデル:約386万円)から諸控除を控除し、課税所得として算出した額
- ※2 高齢者複数世帯又は単身世帯のモデルを設定し、その世帯の課税所得が145万円となる収入額を算出した額
- 注1 課税所得とは、収入から地方税法上の必要経費、所得控除等を控除した後の額をいう。
- 注2 国民健康保険と被用者保険における被保険者や被扶養者は70~74歳の者に限る。

介護保険

- 自己負担限度額(高額介護サービス費)の現役並みの所得基準は、医療保険と同様の基準を用いている。
- 一方で、利用者負担における現役並みの所得基準については、医療保険制度の現役並み所得の基準(課税所得145万円)をもとに、年金世帯をモデルに合計所得に換算した基準を用いている。

高額介護サービス費 における現役並み所 得者	医療保険(70歳以上)の現役並み所得者に	二相当	する者
利用者負担における	合計所得金額が220万円以上(個人)の	かつ	年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上
現役並み所得者	場合		(複数世帯の場合は463万円)以上の場合

注 合計所得金額とは、収入から地方税法上の必要経費を控除した後の額をいう。

- ※標準報酬月額28万円で算出
- ※年金額はモデル年金を使用

平成14年10月~

平成17年8月~

平成18年8月~

※「一定以上の所得」(2割負担)の基準

【現役世代:夫婦2人世帯】

402万円 (給与のみ)

<諸控除:278万円>

- ·給与所得控除(134万円)
- ·基礎控除(33万円)
- ・配偶者控除(33万円)
- ·配偶者特別控除(33万円)
- ·社会保険料控除(45万円)

<課税所得(年額)>

124万円

【現役世代:夫婦2人世帯】

389万円 (給与のみ)

<諸控除:244万円>

- ·給与所得控除(132万円)
- ·基礎控除(33万円) ・配偶者控除(33万円)
- ·社会保険料控除(46万円)

<課稅所得(年額)>

145万円

※「現役並み所得」(3割負担)の基準

【現役世代:夫婦2人世帯】

386万円 (給与のみ)

<諸控除:241万円>

- ·給与所得控除(131万円) 基礎控除(33万円)
- ·配偶者控除(33万円)
- ·社会保険料控除(44万円)

<課税所得(年額)>

145万円

【高齢者:単身世帯】

課税所得要件

(収入

諸控除)

基準収入額要件

(課税所得要件

+諸控除

450万円

給与:244万円 年金:205万円 【高齢者:夫婦2人世帯】

637万円

給与:351万円 年金:285万円

夫 205万円 妻 80万円 【高齢者:単身世帯】

484万円

給与:280万円

年金:203万円

【高齢者:夫婦2人世帯】

621万円

給与:337万円

年金:283万円 夫 203万円 妻 80万円

383万円

【高齢者:単身世帯】

給与:182万円 年金:201万円 【高齢者:夫婦2人世帯】 520万円

> 給与:240万円 年金:280万円

夫 201万円 79万円

<諸控除:325万円>

- 給与所得控除(91万円)
- ・基礎控除(33万円)
- ·社会保険料控除(13万円)
- 公的年金等控除(140万円)
- ·老年者控除(48万円)

<課税所得(年額)>

124万円

<諸控除:512万円>

- ·給与所得控除(123万円)
- 基礎控除(33万円)
- 配偶者控除(38万円)
- ·配偶者特別控除(33万円)
- ·社会保険料控除(17万円)
- 公的年金等控除(220万円)
- 老年者控除(48万円)

<課税所得(年額)>

124万円

<諸控除:338万円>

- ·給与所得控除(102万円)
- ·基礎控除(33万円)
- 社会保険料控除(15万円)
- 公的年金等控除(140万円)
- ·老年者控除(48万円)

<課税所得(年額)>

145万円

<諸控除:475 万円>

- ·給与所得控除(119万円)
- ·基礎控除(33万円)
- ·配偶者控除(38万円)
- ·社会保険料控除(17万円)
- ·公的年金等控除(220万円)
- 老年者控除(48万円)

<課税所得(年額)>

145万円

<諸控除:237万円>

- ·給与所得控除(73万円)
- ・基礎控除(33万円)
- •社会保険料控除(11万円)
- ·公的年金等控除(120万円)

<課税所得(年額)>

145万円

<諸控除:374万円>

- 給与所得控除(90万円)
- 基礎控除(33万円)
- ·配偶者控除(38万円)
- ·社会保険料控除(14万円)
- 公的年金等控除(199万円)

<課税所得(年額)>

145万円 7

「現役並み所得」の判断基準について

- - ①国保・後期高齢者医療制度加入者の場合は、課税所得145万円以上(被用者保険加入者の場合は、標準報酬月額が28万円以上)、かつ ②収入額の合計額が単身世帯383万円以上、複数世帯520万円以上
- このうち「①課税所得145万円」は、平成16年度の政管健保の平均標準報酬月額に基づく平均収入額(夫婦二人世帯モデル:約386万円)から諸控除を控除し、課税所得として算出した額が設定されている。
- 「②収入383万円(複数520万円)」は、高齢者単身世帯又は複数世帯のモデル(年金収入と給与収入の両方を有するモデル)を設定 し、その世帯の課税所得が145万円となる収入額を算出した額として設定されている。

(「現役並み所得」の判断基準の設定のイメージ)

現役世代の平均収入額

現役世代の夫婦2人世帯を モデルとした諸控除の額

課稅所得【要件①】(課稅所得145万円)

+

年金収入と給与収入の両方を有する高齢者の単身世帯又は 夫婦2人世帯をモデルとした諸控除の額

Ш

総収入【要件②】(単身:収入383万円、複数:収入520万円)



出典:健康保険・船員保険被保険者実態調査

(令和5年度の現役世代の平均収入額、諸控除等を用いて計算した場合)

①課税所得 : 412万円(現役世代の収入) - 262万円(現役夫婦2人世帯の諸控除)

=150万円

②収入(単身):150万円(課税所得)+ 276万円(高齢者単身世帯の諸控除)

=425万円

収入(複数): 150万円(課税所得) + 415万円(高齢者夫婦2人世帯の諸控除)

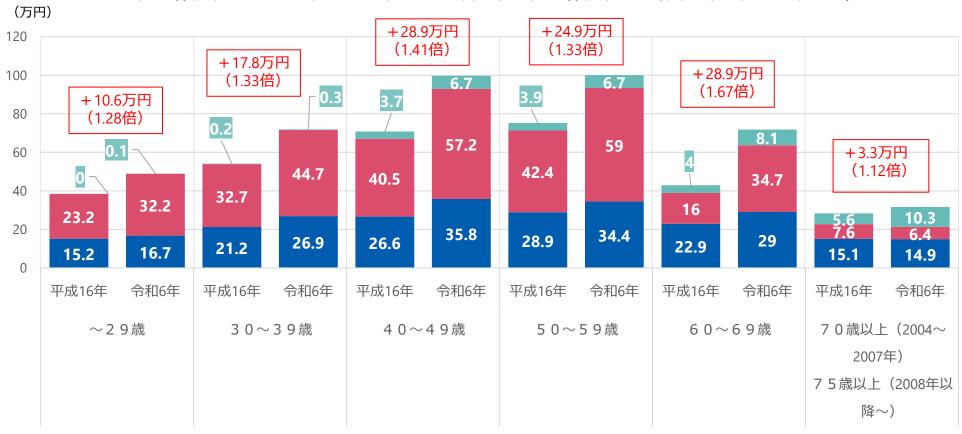
= 565万円

മ

社会保険料額の変化

現役世代の社会保険料額は、70歳以上と比較し伸びが大きい。

社会保険料のある世帯の1世帯当たり年間平均社会保険料額の推移(世帯主の年齢別)



■医療 ■年金 ■介護

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

「現役並み所得」の判断基準を見直す場合の影響

(後期高齢者の場合)

区分	判定基準	負担割合	外来のみの月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた月 単位の上限額(世帯ごと)	
現役並み所得	課税所得145万円以上 年収単身約383万円以上、複数約520万円以上	3割	+ (医療費 – 267,000	100~252,600円 0~842,000円)×1% 00円~140,100円>	
一定以上所得	課税所得28万円以上 年金収入+その他の合計所得金額が 単身約200万円以上、複数320万円以上	2割	18,000円 〔年14.4万円〕	57,600円	
一般	課税所得28万円未満		18,000円 〔年14.4万円〕	<多数回該当:44,400円>	
住民税非課税	世帯員全員が住民税非課税 年収約80万円超] 1割		24,600	
住民税非課税 (一定所得以下)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下		8,000	15,000	

- 現役並み所得を有する後期高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっている。このため、「現役並み所得」の対象拡大のみを行う場合、現役世代の支援金の負担が増加することとなる。
- ※ 平成14年(旧老人保健制度)から段階的に公費負担割合を3割から5割に引き上げるとともに対象年齢を70歳から75歳に引き上げた際に、一定以上の所得を有する高齢者(「現役並み」に当たる高齢者)の医療給付費について公費負担を行わないこととされた。
- 新たに「現役並み所得」に当たることとなる場合、窓口負担割合が3割となることとあわせて、高額療養費の区分 も1つ上の区分が適用されることとなり、月額上限が引きあがるとともに、外来特例の対象から外れることとなる。

【後期高齢者の医療給付費の財源構成のイメージ】

現役並み所得者	約	支援金	(約9割)
の給付費	1		
現役並み所得者	割	支援金(約4割)	公費(約5割)
以外の給付費			

後期高齢者の保険料

現役世代の支援金

(参考) 11月5日財政制度等審議会 における指摘

現役並み所得の判定基準の見直し

- 高齢者医療制度では、「現役並み所得」のある方には、現役と同様に3割の自己負担を求めるとの考え方が採用されているが、現状、 現役並み所得者に該当する高齢者は約7%にすぎない。
- 2006年以降、一度も手が付けられていない「現役並み所得」の判定基準については、課税要件の撤廃とともに、世帯収入要件については「年金収入+その他合計所得金額」へと変更することを軸に検討すべきと考えられるが、一方、そもそも、現役世代と同等の「負担能力」の有無を判断するにあたり、現役世代の平均的な所得水準を有しているか否かを基準とするのが妥当かについても検討されて然るべき。

(参考)全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

・ 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、**医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う**。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担の導入)の施行の状況等に留意する。

◆現役並み所得(3割負担該当)の判定方法(現状)

要件① 世帯内に**課税所得の額が145万円以上**の被保険者がいること **かつ**

要件② 世帯の被保険者全員の**収入の合計額が520万円以上**であること (世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上であること)

(参考)介護保険の判定基準

要件① 合計所得金額が220万円以上(個人) かつ

要件② 年金収入+その他合計所得金額が340万円以上(夫婦世帯は463万円以上)

要件②:世帯収入 520万円以上 基礎控除 33万円 給与所得控除 90万円 配偶者控除 38万円 社会保険料控除 14万円 公的年金等控除 199万円 (控除額計 374万円)

要件①:課税所得145万円以上

要件②の基準額は、要件①から逆算。給与所得控除と公的年金等控除が両方積み上げられている。

要件①の基準額は、現役夫婦2人世帯を念頭に2004年度当時の平均的収入386万円から各種控除の合計241万円を差し引いて算出。

◆所得金額階級別の世帯数割合(世帯主:75歳以上)



(参考) 医療・介護の3割負担への該当の有無(イメージ)

【夫の年金収入が350万円、妻の年金収入が150万円の場合(夫の現並該当の有無)】



※ 夫(年金収入350万円)の各種控除について、基礎控除:43万円、配偶者控除:38万円、公的年金等控除:115万円、その他控除(社会保険料控除や医療費控除等):30万円として計算。

【改革の方向性】(案)

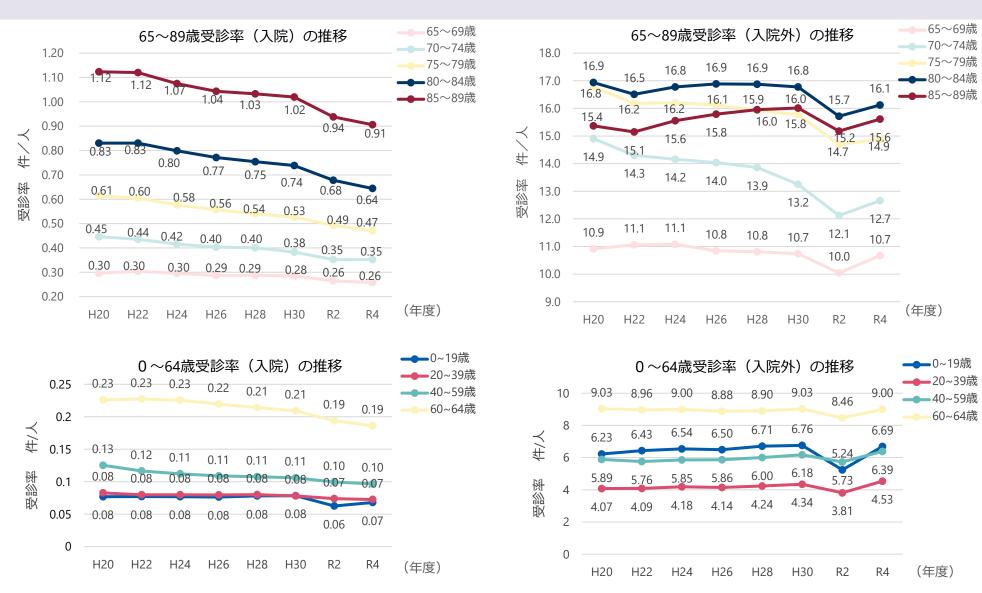
○「現役並み所得」の判定基準について、高齢者の「負担能力」を図るための要件として相応しいか否か、ゼロベースでの検討を加え、 早急に見直しに着手すべき。

11

3. 高齢者の受診の状況等

受診率の推移

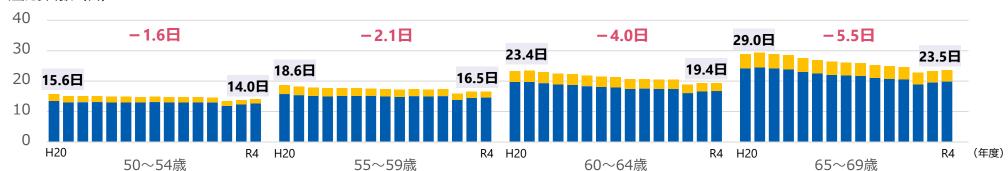
高齢者の受診率は、入院について低下傾向にある。



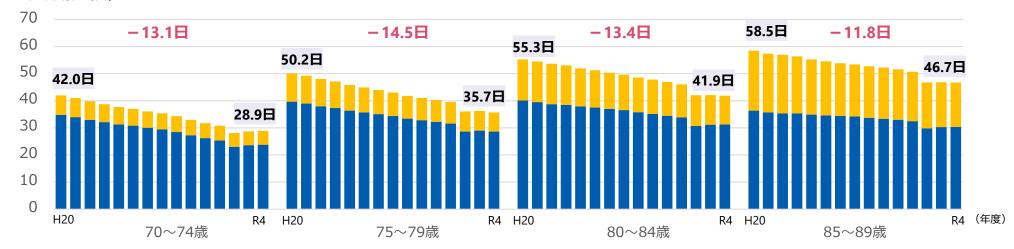
年齢階層別一人当たり受診日数(年間)の推移

70~74歳、75~79歳、80~84歳、85~89歳それぞれの入院・入院外いずれも、平成20年度と比較して年間の日数が減少している。





1人当たり日数(日)

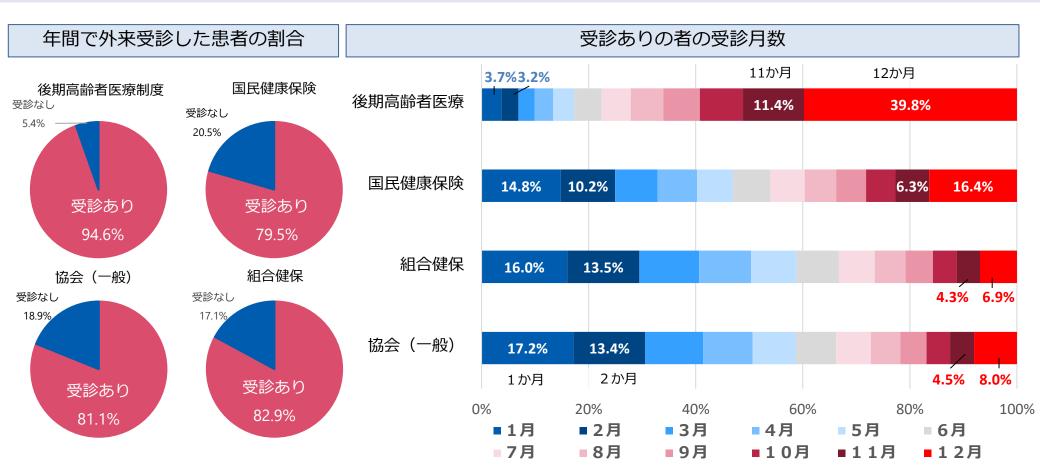


■入院外 ■入院

出典:厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

外来の受診動向

- 外来診療を受けた者のうち受診月数が2月以下だったのは、被用者保険及び国民健康保険では約3割であるのに対 し、後期高齢者医療は約1割。
- 後期高齢者医療では、外来受診者のうち約4割の者が毎月診療を受けている。



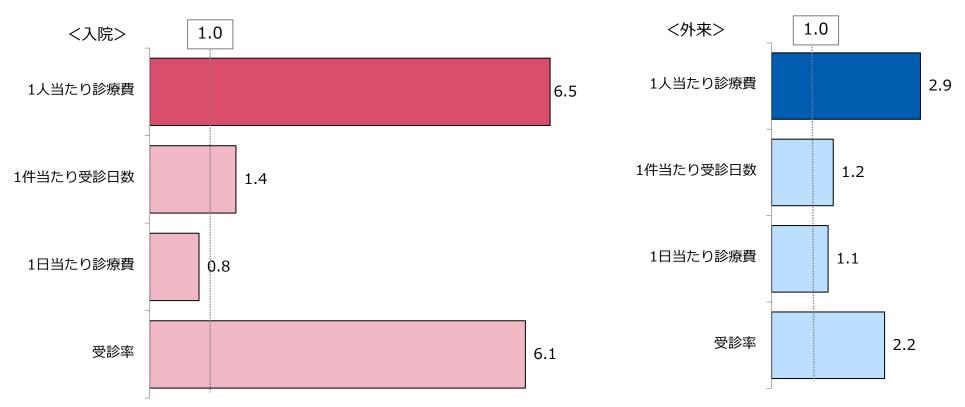
(出典) 医療給付実態調査(令和5年度)

- (注) 1. 集計対象は、協会(一般)、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。
 - 2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計(「名寄せ」)したものから、令和5年度において1年間の うち外来を受診したことのある月の数を集計したもの。 15
 - 3. 加入者数は、データの提出のあった保険者の加入者数の合計である。

後期高齢者の医療の特性

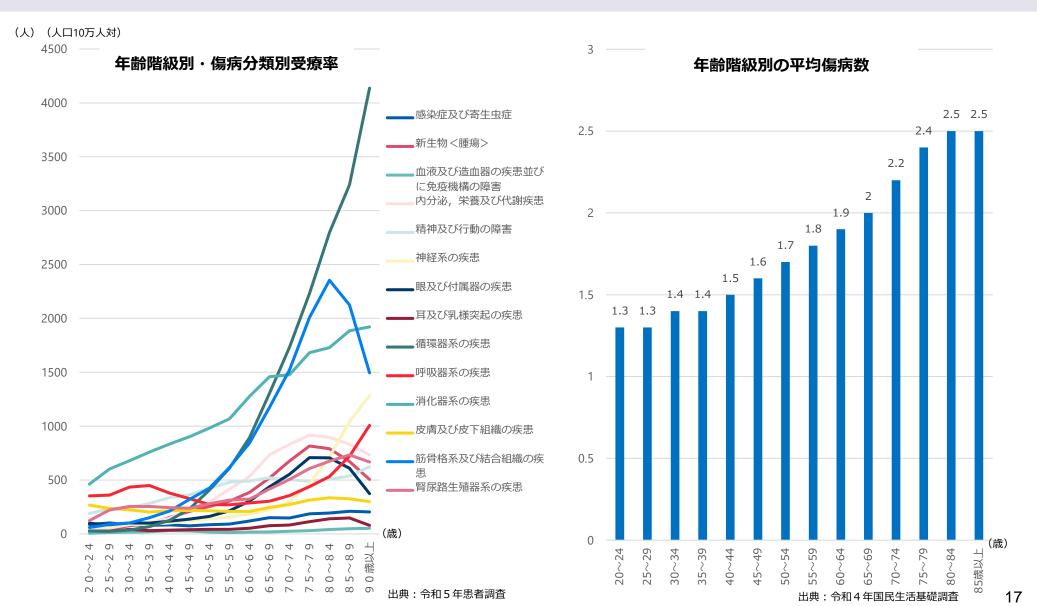
- 1人当たり診療費について比較すると、若人は約24.0万円、後期高齢者は約93.6万円であり、後期高齢者 は若人の約3.9倍。
- 構成要素を比較すると、後期高齢者の受診率や1件当たり受診日数は若人より大きいが、1日当たり診療費をみ てみると、外来は若人と同程度であり、入院は若人より小さい。
 - ※ 1人当たり診療費=1件当たり受診日数×1日当たり診療費×受診率

若人を1とした場合の後期高齢者の医療の値(倍)



年齢階級別の傷病分類別受療率及び平均傷病数

- 年齢階級別の傷病分類別受療率をみると、特に循環器系疾患は、年齢が高くなるにつれて受療率の上昇が顕著。
- 年齢階級別の平均傷病数をみると、年齢が高くなるにつれ平均傷病数が増加。



4. 高齢者の所得、負担の状況等



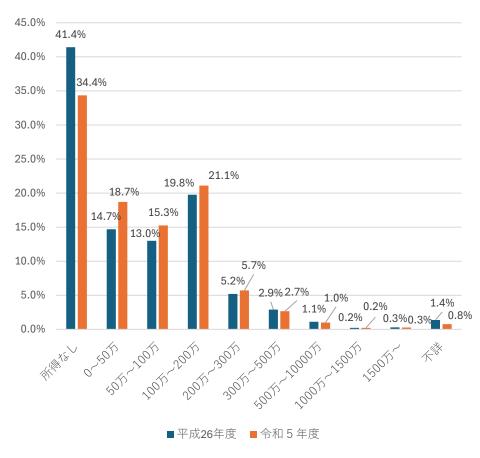
国民健康保険の被保険者一人当たり所得額の推移・所得分布

- 国保被保険者の一人当たり所得は近年増加傾向。
- 70~74歳の所得分布をみると、平成26年度と比較して「所得なし」が減少。

一人当たり所得の推移



70~74歳の所得分布(平成26年度と令和5年度)



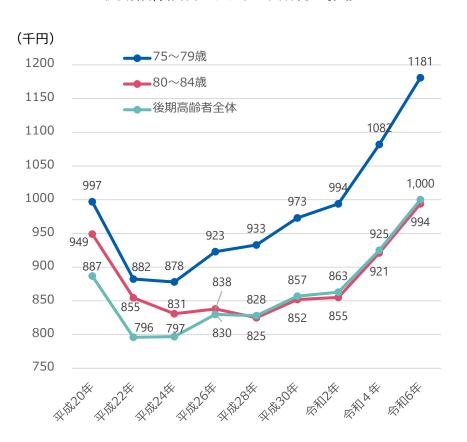
^{※ 「}所得」とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得(基礎控除前)をいう。

令和2年度から令和3年度にかけては平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げの影響に留意。

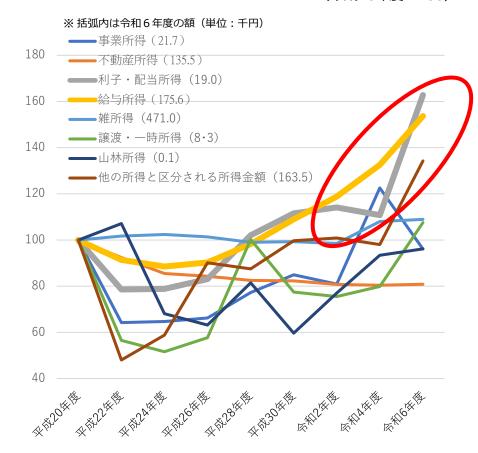
後期高齢者医療制度の被保険者一人当たり所得額の推移 (平成20年度以降)

- 後期高齢者の一人当たり平均所得は増加傾向。特に75~79歳の所得が増加傾向。
- 一人当たり種類別所得の伸びをみると、「利子・配当所得」と「給与所得」が大きく伸びている。

後期被保険者一人当たり所得の推移



後期被保険者一人当たり種類別所得の伸びの推移 (平成20年度=100)



^{※ 「}利子・配当所得」は確定申告がされ保険料等の算定対象となっているものに限る。

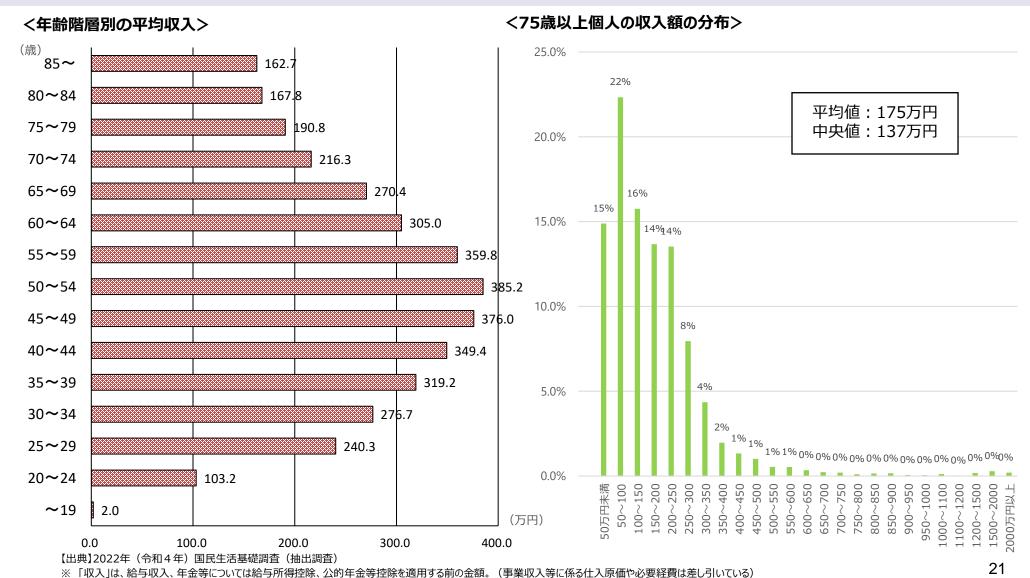
^{※ 「}他の所得と区分される所得」とは分離課税の所得を指し、土地や建物、株式の譲渡や先物取引などが含まれる。

^{※ 「}所得」とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得(基礎控除前)をいう。

令和2年度から令和3年度にかけては平成30年度税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げの影響に留意。

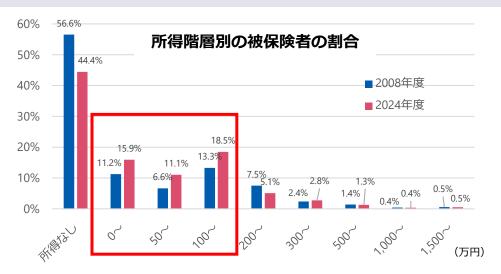
高齢者の収入の状況(2021年)

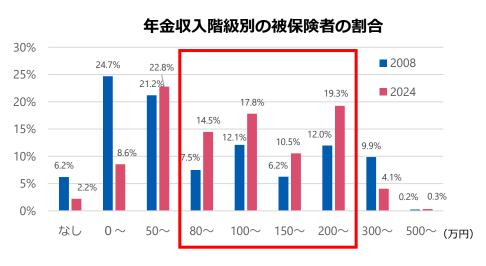
- 平均収入は、50~54歳を頂点に、年齢を重ねるにつれて低下。
- 75歳以上個人の収入は、50%以上が150万円未満の階層に分布している。



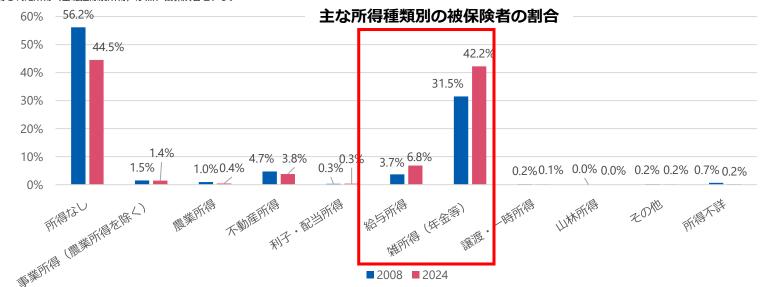
後期高齢者の所得等の状況(2008年度と2024年度の比較)

- 所得なしが減少し、所得200万円未満までの層が増加。また、年金収入80万円以上300万円未満の層が増加。
- 主な所得種類別の被保険者の割合をみると、「所得なし」が減少し、「給与所得」や「雑所得(年金等)」が増加。



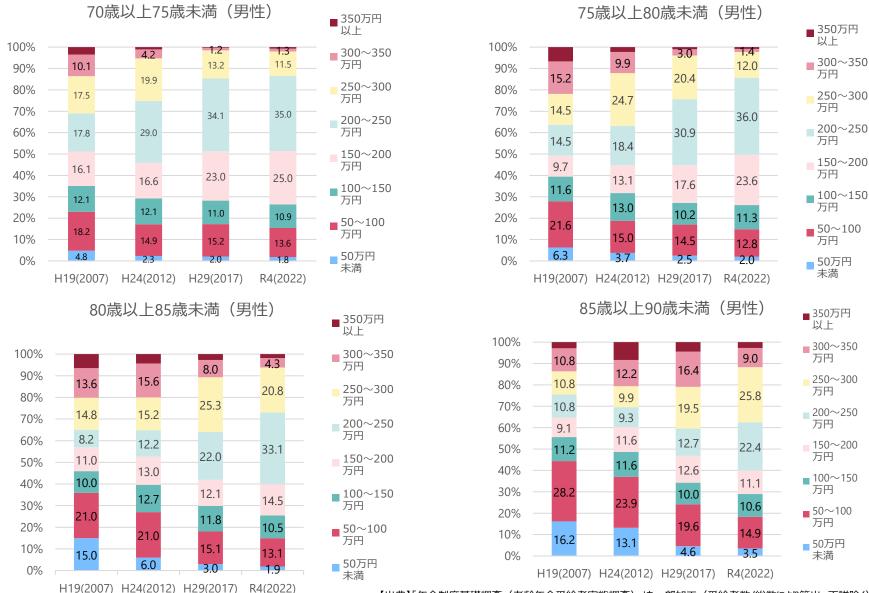


※「所得なし」は、必ずしも収入が無いということではなく、収入から公的年金等控除等を差し引く等して得られた所得(基礎控除前所得)が無い被保険者をいう。



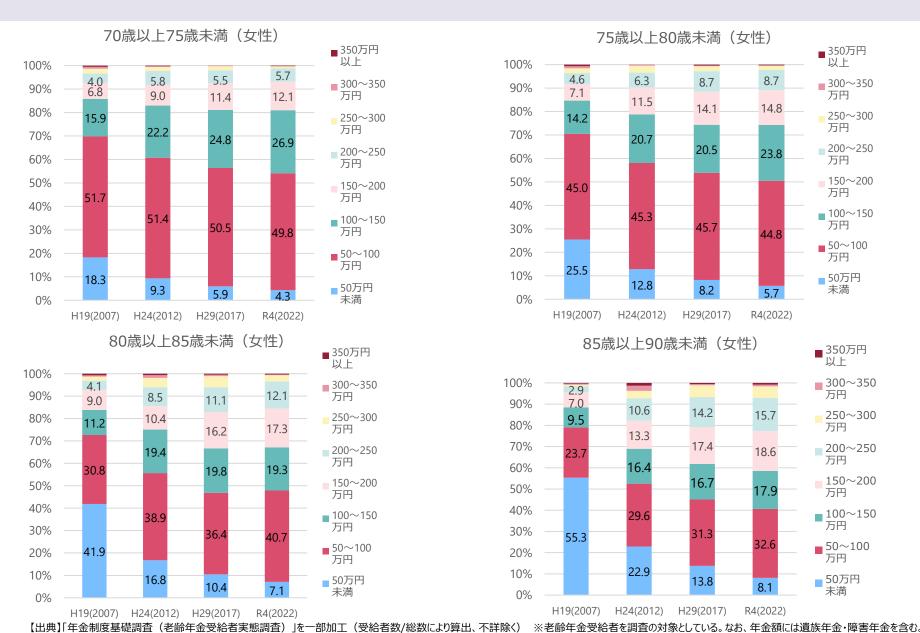
高齢者の公的年金受給額の分布(男性)

年金受給額が150万円以上の者の割合が増加。



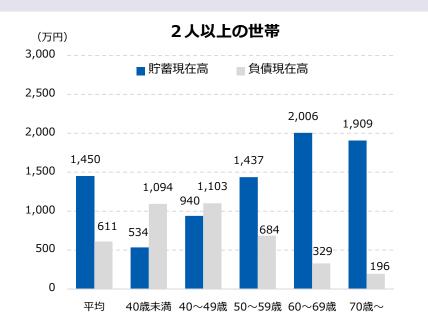
高齢者の公的年金受給額の分布(女性)

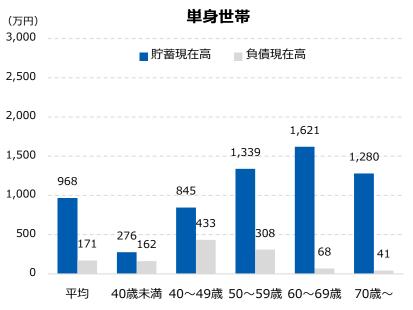
年金受給額が50万円未満の低年金の者の割合が減少。



世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在残高

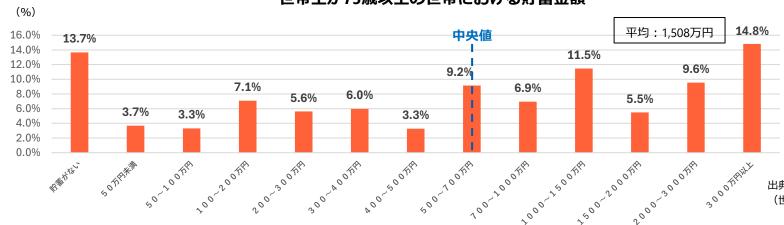
- 貯蓄現在高は、2人以上世帯・単身世帯とも60歳代をピークとする傾向、負債現在高は両者とも40歳代をピークとする傾向と なっている。
- 世帯主が75歳以上の世帯の貯蓄金額の分布をみると、4割以上が1,000万円以上である一方、貯蓄がない世帯も13.7%存在する。





出典:総務省「2019年全国家計構造調査」

世帯主が75歳以上の世帯における貯蓄金額



出典:令和4年国民生活基礎調査 (世帯数/総数による算出、不詳除く)

世帯主の年齢階級別の1世帯当たりの1ヶ月間の支出(2人以上世帯)

【勤労者世帯】

	2008年 65~69歳 70歳以上		2012年		201	6年	202	.0年	2024年	
			65~69歳	70歳以上	65~69歳	70歳以上	65~69歳	70歳以上	65~69歳	70歳以上
消費支出	299,381	282,949	293,530	291,231	280,089	259,309	293,783	254,993	310,457	279,179
非消費支出	55,773	53,941	54,042	59,818	61,426	47,183	64,742	48,573	75,674	41,457
(参考) 保健医療支出	14,428	11,249	17,680	20,708	15,594	14,307	17,842	14,754	16,910	16,467

(単位:円)

【無職世帯】

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	
	70~74歳	75歳以上												
消費支出	252,654	219,742	256,315	222,574	242,579	213,303	239,704	210,024	249,589	220,810	268,095	234,521	269,015	242,840
非消費支出	30,889	26,461	32,745	30,021	33,611	29,597	33,982	29,367	33,622	29,679	34,959	29,846	34,824	30,558
(参考) 保健医療支 出	15,268	14,368	16,844	15,171	16,497	15,079	16,227	15,105	15,909	15,461	16,114	15,544	17,540	17,280

(単位:円)

出典:家計調査

「消費支出」: いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額

「非消費支出」:税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出

「保健医療支出」:医薬品、健康保持用摂取品、保健医療用品・器具、保健医療サービス

世帯主の年齢階級別の家計の1ヶ月間の消費支出の内訳(2人以上世帯)

現役世代の世帯と高齢者の世帯の家計の消費支出の内訳を比較すると、特に「教育」などにおいて、現役世代の世帯のほうが高齢者の世帯よりも支出額が大きい。

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳~
消費支出	308,628	349,705	361,588	351,406	270,572	256,770	233,014	228,448
食料	90,671	92,762	92,893	91,243	82,401	80,153	73,250	73,186
住居	18,188	17,420	17,915	18,169	14,768	16,189	15,077	20,022
光熱・水道	21,455	22,950	24,278	23,601	24,114	23,497	22,875	22,588
家具・家事 用品	12,520	12,459	12,822	13,224	11,916	12,343	11,068	9,061
被服及び履物	13,181	13,903	13,237	11,222	6,805	5,848	5,174	4,538
保健医療	12,234	13,517	13,203	14,147	17,358	17,146	16,233	19,162
交通・通信	42,300	51,162	54,900	48,995	35,250	27,132	23,826	19,124
教育	19,367	34,542	33,808	21,346	175	540	578	37
教養娯楽	35,760	35,800	30,539	34,158	26,473	24,291	20,477	17,662
その他の消費支出	42,952	55,189	67,993	75,302	51,311	49,632	44,456	43,069

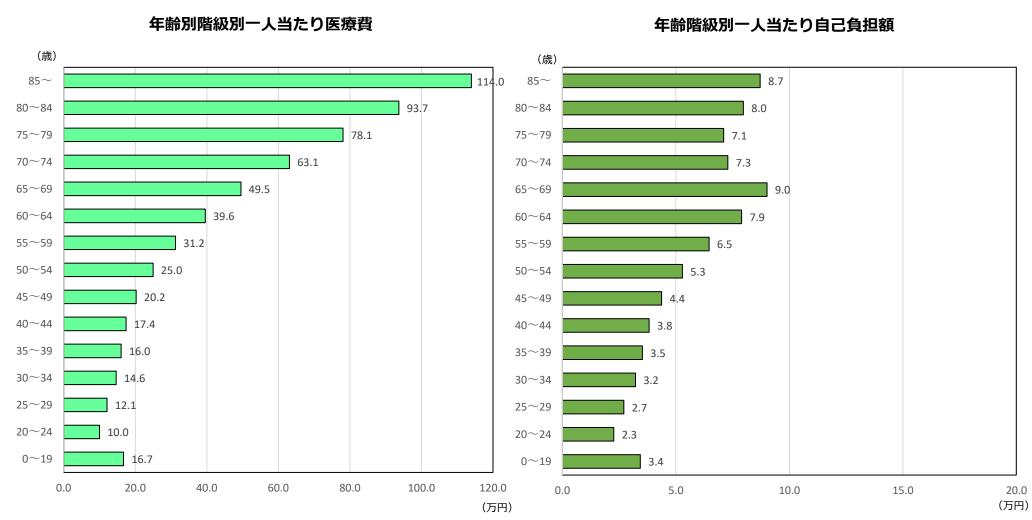
※教育:授業料等、教科書·学習参考教材、補習教育

(単位:円)

出典:家計調査(2024年)

年齢階級別一人当たり医療費と自己負担額(令和5年度)

- 高齢になるにつれて一人当たり医療費は高くなるが、一人当たり自己負担額のピークは60代後半。
- 70代以降は、医療費は高額になるにもかかわらず、一人当たり自己負担額は低く抑えられている。



出典:令和5年度の各医療保険制度の事業状況や医療給付実態調査等を用いて推計

5. 論点

議論の視点

【「現役並み所得」の判断基準を巡る状況】

- 「現役並み所得」の判断基準は、平成16年度の政管健保の平均標準報酬月額に基づく平均収入額から、夫婦2人世帯をモデルとした諸 - 控除を差し引いて算出した課税所得要件と、課税所得を元に高齢者の総収入に換算した収入要件を設けている。
- 「現役並み所得」の判断基準は平成18年以降見直されておらず、過去医療保険部会で議論を行ったが、
 - ・ 窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある方への2割負担の導入)の施行の状況等を注視する必要があること
 - 現役並み所得者への医療給付費については公費負担がないため、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに 留意する必要があること

などから、引き続き検討することとされた。

- 賃金や物価が上昇している局面においては、単純に基準額を更新すると、「現役並み所得」の判断基準の金額が上がることとなる。
- また、収入要件(総収入)の金額については、年金収入と給与収入の両方を有する高齢者世帯をモデルとして設定し、高い控除額が反映されており、現役世代との公平性等に係る指摘がある。

【高齢者の自己負担を巡る状況】

- 高齢者は一般的に、若年世代と比較し、所得が低い一方で医療費が高い傾向にあるとされており、窓口負担割合について、70〜74歳は原則2割、75歳以上は原則1割とされている。高額療養費制度においても、外来特例などにより、一部70歳未満よりも負担が低く抑えられている。
- 年齢階級別の一人当たり医療費と一人当たり自己負担額をみると、高齢になるにつれ一人当たり医療費は高くなるが、一人当たり自己負担額は60代後半をピークに70代以降は低く抑えられており、一人当たり医療費と自己負担額の逆転が生じている。
- 高齢者の状態像について、過去との比較や現役世代との比較でみてみると、
 - ・ 高齢者の受診状況等は改善傾向にある。一方、現役世代と比較すると、医療にかかる頻度が高く、日常的に受診している方も多い。
 - ・ 所得が低い層や年金受給額が低い層も一定数存在する。一方、全体に占める割合は低下傾向にあり、高齢者全体でみると所得は増加・多様化している。

30

といった傾向が確認できる。

論点

- 「現役並み所得」の判断基準を見直す場合には、賃金や物価上昇、税制等を踏まえた時点更新のみではなく、基準 設定の在り方自体を見直す必要があるのではないか。
- 「現役並み所得」の判断基準を見直す場合、
 - ・ 現役並み所得を有する後期高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担と なっており、現役世代の支援金と公費の取扱いの在り方に係る課題があること
 - ・ 新たに「現役並み」に該当することとなる高齢者については、窓口負担割合が3割となることに加え、高額療養 費制度の区分も上がり個人の負担が増加すること

を踏まえた検討が必要。

これらの課題を踏まえ、「現役並み所得」の判断基準を含む高齢者の自己負担の在り方について、どのような対応が考えられるか。

- 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会において、「高額療養費制度だけではなく、他の改革項目も含め、医療保険制度改革全体の中で全体感を持って議論していくことが必要」とされたことを踏まえ、高齢者の窓口負担割合の在り方についてどのように考えるか。
- 高額療養費は高額な医療や長期の療養が必要な場合のセーフティネット、窓口負担は受益に応じて負担する仕組みと考えられるが、それぞれの制度の役割分担をどのように考えるか。
- 高齢者の自己負担の在り方を検討していくに当たっては、高齢者の受診の状況等は様々であり、経済状況も多様であることを踏まえ、どのような見直しが考えられるか。

31